

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

～平成30年度から国保の財政運営は市町村から都道府県へ移行します～

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して病院にかかることができるよう、加入者のみなさんでお金を出し合ってお互いに支え合っていく制度です。

なぜ
都道府県に
変わるの？

国保の現状と課題

国民健康保険の加入者は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「低所得者が多い」構造となっているため、国民健康保険料(税)などの収入より医療費などで支出するお金の方が多くなっている状況にあり、市町村単位では安定した財政運営が困難であるなどの課題があります。

制度改正による財政の安定

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村で行っていた財政運営を都道府県が責任主体となることで、安定的な国民健康保険の運営を図ることになりました。

どのように
変わるの？

制度改正による大きな変更点

- ①医療費給付など国保の事業に必要なお金を市町村が納付金として都道府県に納めます。
- ②都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準などを基に市町村ごとの納付金を決定、併せて納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険料(税)率を示します。
- ③市町村は都道府県が示した標準保険料(税)率を参考に保険料(税)を決定します。

現在

各市町村が国保財政運営の責任主体となっており、市町村が個別に運営



平成30年4月からは…

都道府県が財政運営責任を担うなど、中心的役割をもちます

都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付

都道府県
運営方針の策定
(県内の統一の方針)

